

総会運営規程

第1章 総 則

第1条（目的）

この規程は定款の定める総会を開催する際に必要な手順や、円滑な運営のための要領を定めることを目的とする。

第2条（総会）

総会とは、協会が行う通常総会および臨時総会をいう。

第3条（構成メンバー）

総会は、正会員を構成メンバーとする。ただし、賛助会員や準会員も出席し意見を述べることができるが、表決権は有しない。

第4条（権能）

総会は、定款に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

第2章 開催の手順

第5条（開催時期）

通常総会は、毎年5月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当するとき開催する。

（1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

（2）正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

（3）定款第14条第6項第（4）号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

第6条（招集）

総会は、定款第14条第6項（4）号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 監事が招集する場合は、緊急性があるため、準備が出来次第、可能なかぎり速やかに開催する。

第7条（開催通知）

総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。

第8条（議案とその準備）

理事会は、総会でこの規程別表1に示す事項を議決することを考慮し、開催通知

を出す期限に間に合うよう議案を準備し、審議を行わなければならない。

第2章 成立要件

第9条（総会の成立）

総会は、出席正会員と書面による表決の意思表示をした者および委任状提出者の合計が、正会員総数の過半数により成立する。

第10条（書面による表決および委任）

総会の構成メンバーである正会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、予め提示された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他の構成メンバーに表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。ただし、受任者の名前の記載なき場合および協会が定める期限までに委任状の提出がない場合は、議長に委任したものとみなす。

第11条（委任状の様式）

委任状の様式は、協会規程類様式（様式類 10-13）に定める。

第12条（出席の確認）

事務局は、総会の出席者の確認を会員種別ごとに行い、書面による表決および委任状の数をもとに成立要件の確認をおこない、会長に報告しなければならない。

第3章 運営

第13条（議長の選出）

総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

第14条（議事の進行）

議長は、本規程別表2第5項以下の順に従い議事の進行に務める。また、議長は議事進行を極端に乱す者に対してその言動を制止させ、あるいは総会会場から退席させることができる。

第15条（発言）

総会での発言は、議長の許可を必要とする。

第16条（議決）

総会の議事は、出席正会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 以下の議案の場合は、正会員総数の4分の3以上の賛同を必要とする。

- (1) 定款第46条による定款の変更
- (2) 定款第47条による協会の解散
- (3) 定款第48条による残余財産の処分

3. 以下の議案の場合は、正会員総数の3分の2以上の賛同を必要とする。

- (1) 定款第10条による会員の除名

(2) 定款第16条による役員解任

4. 以下の議案の場合は、出席正会員の3分の2以上の賛同を必要とする。

(1) 定款第42条の事業計画および予算

(2) 定款第44条の事業報告および決算

(3) 定款第45条の長期借入金

第17条（議決の発効）

議決の発効は、総会において承認された日とする。

第4章 議事録

第18条（議事録の作成）

会長は、事務局に指示して総会の議事録（案）を作成させる。

第19条（議事録に記載すべき事項）

総会の議事録は定款第28条の定めに従い、次の事項を記載しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の現在数および出席者数

(3) 審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第20条（議事録の訂正）

総会に出席した構成メンバーは、事務局が作成した当該議事録（案）に疑義を認める時は、速やかに会長に申し出る。

第21条（議事録の署名）

議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が署名および押印しなければならない。

第22条（議事録の保管）

総会の議事録は永久保存とする。

第23条（議事録の閲覧）

会員は、総会の議事録を閲覧することができる。

別表—1 総会で議決すべき事項

1. 総会議長の選出
2. 議事録署名人の選任
3. 役員を選任
4. 役員を解任
5. 会員の除名

6. 事業計画および予算
7. 事業報告および決算
8. 理事会で議決され、総会に上程された議案
9. 理事会で議決された緊急事項
10. 定款の改定
11. 規程類の定めにより総会の承認を必要とする事項
12. 協会の解散およびそれに伴う残余財産の処分
13. その他の重要な事項

別表—2 総会の運営次第例

1. 開会の宣言
2. 総会成立の報告
3. 会長挨拶
4. 議長の選出
5. 議事録署名人の選任
6. 第1号議案の説明・質疑応答・承認
7. 第2号議案の説明・質疑応答・承認
8. 第3号議案の説明・質疑応答・承認
9. その他の審議事項の説明・質疑応答・承認
10. 閉会の宣言

附 則

- (1) この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。
- (2) この規程は、2002年7月8日第191回理事会において承認された。
- (3) この規程は、2004年5月10日第211回理事会において承認された。

